

財団法人
国際民商事法センター

ICCCLC

第6号

1998年10月

目 次

第6号 1998年10月

巻頭ごあいさつ	事務局長 金子浩之	1
---------	-----------------	---

第一部 ヴィエトナムシンポジウム特集

プログラム	3
-------------	---

ごあいさつ	会 長 伊 藤 正	5
-------	-----------------	---

ごあいさつ	法務総合研究所長 吉 村 徳 則	6
-------	------------------------	---

基調講演

「ヴィエトナムにおける企業取引の法的枠組み」

京都学園大学教授 志 村 治 美	7
------------------------	---

「ヴィエトナムにおける企業活動をめぐる諸問題」

ヴィエトナム中央経済管理研究所

マクロ経済政策局次長 グエン・ディン・クン	15
-----------------------------	----

パネルディスカッションでの発言から

(1) ヴィエトナム司法省民事経済法局次長

グエン・ティ・ビック・ヴァン	22
----------------------	----

(2) ベトナム松下電器株式会社社長 藤 井 孝 男	25
----------------------------------	----

第二部 カントリーレポート

「ヴィエトナム法整備の現状と課題」

ヴィエトナム司法省民事経済法局次長

グエン・ティ・ビック・ヴァン	29
----------------------	----

第三部 ヴィエトナム駐在員報告

「成長するベトナムの現状と課題」

ベトナム松下電器株式会社社長 藤 井 孝 男 33

「国際協力事業団のベトナム法整備支援計画の業務の実情について」

弁護士 武 藤 司 郎 42

編集後記 48

(おことわり：VIETNAM 国の、カタカナでの表記はヴィエトナム，ヴェトナム，ベトナム等統一されておりましたが，執筆者の原稿の通り表記しておりますので，ご了承下さい。)

巻頭ごあいさつ

理事・事務局長 金子 浩之

機関誌第6号をお届けします。

当財団は設立以来2年間の活動実績を付し、特定公益増進法人の認定申請を行ってまいりましたが、去る7月16日付にて、主務大臣からこの認定を受けることが出来ました。

ご承知のことと思いますが、特定公益増進法人の認定により会員企業から当財団にお支払いいただきます会費（寄付）につきましては、一般の寄付金に対する損金算入限度額とは別枠にて損金処理が可能となります。

かかる税法上の優遇措置が認められましたことは、当財団の事業の国際的、社会的意義と公益性を評価いただけたものとして誠に喜ばしい限りであり、これもひとえに会員企業他関係者皆様の絶大なご協力、ご支援の賜物でありまして、ここに厚くお礼申し上げます。

また、この認定を契機として、新規会員の募集にも一段と力を入れ、当財団の事業の拡大、充実のための資金体力の強化を計りたいと思います。このため、皆様各位からも新規入会会員のご推薦、ご紹介を賜りたく宜敷ご協力のほどお願いする次第です。

さて、本号はベトナム特集として構成しており、第一部は去る7月2日に開催しましたベトナム法制度シンポジウムの内容を、第二部は第6回ベトナム法整備支援研修でのヴァン団長のカントリーレポートを、第三部ではシンポジウムのパネリストとして参加いただいたベトナム松下電器株式会社社長 藤井孝男様、及び国際協力事業団からベトナム司法省に派遣され、同国の法整備の第一線で支援活動されている弁護士 武藤司郎様からのご投稿を掲載しております。

現地に駐在されておりますお二人から、ベトナムの法制度や、社会、生活等について生の体験に基づく貴重な内容を執筆いただきましたこと、ここに改めてお礼申し上げますと共に、今後の一層のご活躍をお祈りいたします。

第一部

ヴェトナムシンポジウム特集



国際民商事法「ヴィエトナム」シンポジウム

～ヴィエトナムにおける企業活動をめぐる諸問題～

日時 : 平成10年7月2日(木) 10:20～17:00
会場 : 法曹会館2階 「高砂の間」
東京都千代田区霞ヶ関1-1-1 TEL 03-3581-2146
主催 : 財団法人国際民商事法センター, 法務総合研究所
後援 : 法務省民事局, 国際協力事業団 (JICA)

プログラム

10:20～10:30 主催者挨拶
伊藤 正 (財)国際民商事法センター会長
吉村 徳則 法務総合研究所

10:30～11:20 基調講演
「ヴィエトナムにおける企業取引の法的枠組み」
志村 治美 京都学園大学教授

11:20～12:10 基調講演
「ヴィエトナムにおける企業活動をめぐる諸問題」
グエン・ディン・クン 中央経済管理研究所マクロ経済
政策局次長

12:10～13:10 休憩(昼食)

13:10～15:00 パネルディスカッション
司会 志村 治美 教授

15:00～15:20 休憩

15:20～17:00 パネルディスカッション
質疑応答

17:00～17:10 総括
三ヶ月 章 (財)国際民商事法センター特別顧問

17:10 閉会挨拶

パネリスト紹介

[順不同, () 内は専門分野]

グエン・ティ・ビック・ヴァン氏

ヴェトナム司法省民事経済法局次長

グエン・ディン・クン氏

ヴェトナム中央経済管理研究所マクロ経済政策局次長

志村 治美氏

立命館大学名誉教授・京都学園大学法学部教授（会社法）

上村 達男氏

早稲田大学法学部教授（証券取引法）

金井 貴嗣氏

中央大学法学部教授（不正競争防止法）

鈴木 康二氏

日本輸出入銀行・海外投資研究所主任研究員（民法）

藤井 孝男氏

ヴェトナム松下電器㈱社長

総合司会 (財) 国際民商事法センター

事務局長 金子 浩之

ごあいさつ

会長 伊藤 正



本日のシンポジウム開催にあたり、ひとことご挨拶を申し上げます。

ヴェトナム国・法整備支援研修も今回で第6回を迎え、来日されました司法省民事経済法局次長のヴァン団長以下研修員の方々は、6月15日から7月10日迄の4週間にわたる研修に励んでおられます。

今回の研修は、日本の会社法及び証券取引制度を主要テーマとしており、ヴェトナム司法省の希望される研修の範囲がこの様な分野にまで拡大されて来ましたことは、ヴェトナムのドイイ政策にもとづく市場経済化が一段と進展している現れと考えております。

この様な流れの中で、日本企業のヴェトナムにおける事業活動もより充実・発展していくものと期待されており、両国の経済関係の緊密化と同時に、社会・法律制度などの基盤について相互理解を深めることは、益々重要になって来ております。

本日は、志村立命館大学名誉教授にコーディネーターとなつていただき、ヴェトナム松下電器の藤井社長、上村早稲田大学教授、金井中央大学教授、日本輸出入銀行海外投資研究所 鈴木主任をお迎えし、ヴァン団長以下ヴェトナム研修員の方々の参加を得まして、ヴェトナムにおける企業活動をめぐる諸問題についてシンポジウムを開催いたしますが、このシンポジウムが法制度という側面を通じ、ヴェトナムとの相互理解の一助となりますことを期待しております。

また、本日のシンポジウムで提起されました事項については、当財団としてこれを充分フォローし、将来の両国関係に役立てて行く所存でおります。

更に、来年度は11月頃ハノイに於いて日本・ヴェトナム民商事法セミナーを開催し、ヴェトナムの政府・法曹関係者の方々と交流を深める機会をもつ予定でありますこともお伝えし、今後の両国の友好関係の一層の発展を願いまして、私の挨拶とさせていただきます。

ごあいさつ

法務総合研究所長 吉村 徳則



ただいま御紹介いただきました、法務総合研究所長の吉村でございます。
国際民商事法シンポジウムを開催するに当たりひとこと御挨拶を申し上げます。

本シンポジウムは、法務省民事局と国際協力事業団の御後援をいただきまして、財団法人国際民商事法センターと当研究所との共催という形で、「ヴィエトナムにおける企業活動をめぐる諸問題」をテーマに開催される運びとなりました。

本日は、国際協力事業団の支援を受けて先月の15日から当研究所で実施しております「第6回ヴィエトナム国法整備支援研修」に参加していただいております同国司法省民事経済法局次長のヴァン団長ほか7名のヴィエトナム国の法律家の皆様にも御出席していただいております。

皆様御承知のとおり、ヴィエトナム国はドイモイ政策を展開し、市場経済への移行を進め、目覚ましい発展を遂げており、今後インドシナ半島の経済圏の中核となるであろう国であり、日本にとりましてもさらに交流を深めていく必要のある重要な国であります。

本日は、まず、ヴィエトナム法に精通しておられる志村立命館大学名誉教授から「ヴィエトナムにおける企業取引関係の法的枠組み」という演題で、また、ヴィエトナム国の中央経済管理研究所マクロ経済政策局のクン次長から「ヴィエトナムにおける企業活動をめぐる現下の諸問題」という演題で、それぞれ基調講演を賜り、引き続きまして志村名誉教授、ヴァン次長、クン次長のほか、上村早稲田大学教授、金井中央大学教授、鈴木日本輸出入銀行海外投資研究所主任研究員、藤井ヴィエトナム松下電器株式会社社長の皆様をパネリストに迎え、パネルディスカッションを行う予定であります。

本シンポジウムが、ヴィエトナム国の更なる経済発展と、両国の相互理解と友好親善の一助となれば幸いと存じます。

最後に、本シンポジウムに参加していただいた、パネリストの方々、財団法人国際民商事法センターの理事長ほか役員の方々、及び法務省関係の方々はじめ御支援をいただきました皆様方にこの場をお借りして厚く御礼を申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

基調講演

「ヴェトナムにおける企業取引の法的枠組み」

京都学園大学教授 志村 治美



只今、紹介に預かりました、京都学園大学の志村でございます。

1996年の第一回ヴェトナム・シンポジウムに続く、今回のヴェトナム・シンポジウムの基調講演ならびにパネルディスカッションの司会を担当するように、とのお話を頂いた際に、ヴェトナム民商事法の研究に取り組んでから未だ日の浅い私が、果して適任であろうか、このような大役を勤める資格があるだろうか、とかなり自問自答いたしました。

その折り、私の脳裏に浮かんだのは、平成8年（1996年）9月に、ヴェトナムからの研修団をお迎えした際の、国際民商事法センター特別顧問・三カ月章先生がなさった「講話」でありました。先生は、このような研修を日本で行う意味を、次のようにお話になっていらっしゃいます。大事なことなので少し長くなりますが、要点を申し上げます。

「日本という国が、19世紀の後半、つまりほんの少し前に直面し、大変苦しんだような問題と、アジアの諸国が現在直面されている課題とが大変似通っており、共通性があります。とは言え、ヴェトナムと日本が辿った歴史には異なった点もあります。ですから、研修団の皆さんは、日本をお手本として欲しいとか、やり方を見習って欲しいと言うことではありません。日本にも多くの欠点があり、又最近の円安ドル高に端を発する東南アジアの通貨危機など、少なからずご迷惑をお懸けしているのではないかと、思います。

したがって、これから私共は、過去に日本が直面した、又は、現在直面している問題点の長短を包み隠さず申し上げ、皆様方のご参考に供したいと、思います。どうか、ヴェトナムの皆様方は、全くの先入観なしに、日本の悪い所もハッキリと見極めて、これからの立法への参考にさせていただきたいのであります。」と。

このような思いは、一人私のみならず、本日の日本側パネリスト全員に共

通する思いでもあろうか、と考えます。

さて、『ヴェトナムにおける企業取引』の枠組みを考える場合、諸外国の企業取引の場合と同様に、ヒト・もの・行為つまり、法的主体としての取引の両当事者、取引の客体つまり対象物となる物（もの）さらに行為としての契約等に分けられる、と思います。

しかし、限られた時間の中で、全てに言及することは出来ませんので、今日は、取引主体たる企業、それも国営企業と会社・法人企業を中心に申しあげ、それに取引行為の中心になる商人概念について若干の感想を申し添えることで、お許しをえたいと思います。それは又、ヴェトナム政府が現在取り組んでいる問題でもあるからです。

〔Ⅰ〕 取引の主体となる当事者たりうるヒトの資格言い換えれば、商人適格については、ヴェトナム民法は次の３種類に大別しております。

１）まず、個人であります。すべて個人は、生まれたときから民事法律能力を有しております（越民法１６条）。但し、６歳以上から１８歳未満までの人は未成年者として、法定代理人の許可を得なくてはなりません（越民法２２条）。

２）ついで、法人があります。法人とは、ヴェトナム民法９４条に定める四つの条件、①国家授権機関により設立されるか、その設立を許可または認可を受け、②確固たる組織・構成を有しており、③責任を担保する独立した固有の財産があり、④自分が権利・義務の帰属者となる法的関係に入りうること、であります。

そして具体的に法人になりうるヒトとして、同法９５条は、個人、経済組織、政治組織、政治・社会組織、社会組織、社会・職業組織、社会基金、慈善基金または国家授権機関により設立された法人、が挙げられています。これら法人が、商人となるためには、人民委員会から「経営登録認可証」を受けなければなりません（越商法１７条・１８条）。

３）さらに互助組（to top tac）は三人以上の個人が、財産、労働を共同出資して事業を営むもので、結成契約が行政区人民委員会の「認証」を必要とします（越民法１２０条）。

4) 最後が「世帯」です。世帯とは、その構成員が、土地使用関係、農・漁業生産活動および法律で規定される他の生産・経営のいくつかの分野における経済共同活動を行うために共有財産を持つたあつまりです。

以上が、ヴィエトナム商法5条⑥号に定める「商人」として認められる民事主体です。ところで、企業(ENTERPRISE)を経済形態すなわち財産の所有者形態により分類すると

- i) 国営企業・全人民所有企業(国営企業法)
- ii) 集団(合作社)所有制企業→世帯、互助組(民法・商法)
- iii) 会社・法人企業→有限責任会社・株式会社(会社法)、協同組合(協同組合法)
- iv) 個人企業(民法・商法・個人経営企業法)
- v) 合併企業
- vi) 外資系企業(全額外国資本出資)

と、大まかに分けることが、許されるかと存じます。

〔Ⅱ〕まず、これら企業形態分類の中で、資本が大きくヴィエトナム経済社会に大きな影響を与えている国営企業は、現在、その中の大多数が改革の必要性に直面しております。この問題については、この後、ヴィエトナム側を代表して基調講演をなさるヴィエトナム中央経済管理研究所マクロ経済政策局次長グエン・ディン・クンさんがかなり詳しく触れられると思いますが、私も少し触れさせて、頂きます。

国有企業のリストラ問題は、ポー・バン・キエット内閣時代から論議をよび、昨1997年9月、政府は、国営企業改革中央評議会に、「国営企業の現状と持続的改革の方向」と「国営企業所有と管理の政令」案の取りまとめを委ねておりました(サイゴンジャイフォン9/14)。

というのは、当時の国営企業5700社のうち、300社ばかりの総公社、公団傘下の2200社が国家予算の85%に貢献しているが、他方、残りの3500社はどうか操業を続けている状態だった、と11月1日付けサイゴンタイムスで報じられているところからも理解できます。

やがて、1997年11月21日、新たに首相に就任したファン・バン・カイ氏は、第10期第2回国会の冒頭施政方針演説の中で、「Ⅲ 国営企業セクターの改革推進」と題して、この問題は経済の競争効果、競争力

の向上と社会主義を目指す発展の上で、緊急中心課題である、と位置づけられて、大要、次のように述べられました。

「1、国営総公社（傘下の事業体を含む）をはじめ、中核的部門、分野の大事業体、比較的大規模の事業体の会計監査に力を集中し、経営効果を向上させる。――効率的に活動し、大規模の経営機構にしたがって活動する国営企業については、所有多様化の方針を促進して株式化を通じた資力増強を計る必要がある。――今後存続あるいは新たに生まれる国営企業は（100%国家資本の企業を含め）いずれも有限会社あるいは株式会社として活動する。――企業における所有主の直接代表機関としての取締役会の責任と権限、および政府の委任に基づいて所有主の代表職能の一部を果たす行政機関の責任と権限を明確にし、取締役会と企業の社長との関係をすべて具体的に解決する。

2、国営企業数の半ばを占める大部分が中小企業のうち、重要な役割を持たない企業、赤字企業は終結処理する。――得られた金額はまず雇用問題の解決に当て、離職する労働者への社会的政策を実行する。」と。

カイ首相の演説は、問題点を適確に指摘しておられ、私も同感であります。が、赤字国営企業の解決策については、いささか疑問があります。それは「株式化」を通じて「資力増強」を計るのは当然として、「株式化」と同時に、「民営化」による「競争原理の導入」という視点が欠落しているのではないか、と思います。

その理由として、日本でも、外国資本を導入して、会社資本を充実させ、経済再建を計ろうと試みたことがあります。今から約50年前の1950年の会社法改正であります。この時の法改正は、国営企業の改革ではなくて、会社法の改正でありましたが、「外資導入」という問題の解決には、当時それほど役立たなかった、とだけ申し上げておきます。それよりも、「資力増強」の受け皿としてのヴィエトナム国営企業法は、果して、その目的を個々の条文に反映しているのでしょうか？

これらの点は、後に述べる会社法の所とパネルディスカッションで、機会があれば申し上げるとして、単に指摘だけに止めたいと存じます。

次は、ii) 集団（合作社）企業としての、世帯・互助組などであります

が、これらは社会主義国家であるヴィエトナムならではの企業形態であります。中国の城鎮集体制企業に一見似たところがありますが、中国の場合は都市、町が単位となっており、規模の点で異なります。いずれにせよ、私はその実態を充分理解をしておりません。それで、コメントを述べることを差し控えて、次へ進みたいと思います。

iii) の、会社企業について規制するヴィエトナム会社法は、1990年12月21日に制定され、翌年4月15日より施行されました。その後、1994年6月22日、第9期第5回国会に於いて、一部改正を見、4章46条からなるヴィエトナム会社法が存在して居ます。

しかし、市場経済言い換えればドイモイ政策へ転換した時から日もまだ浅く、市場経済に関する法律制定の経験不足は否めず、それに由来する条文数の不足からくる法の欠缺も少なからずあります。しかも、本来的な会社法を支える原理・原則あるいは構成についても矛盾・欠陥が散見されます。そのことはヴィエトナム政府も充分自覚されておられまして、現行会社法は、1999年中に大幅な改正が行われる予定で、そのためのシンポジウムやヒヤリングを世界各国と積極的に行っておられますし、草案も現在、第8稿まで及んでいると、伺っております。特に、日本（JICA）に対しましては、「Common Law と大陸法の密接かつ柔軟な結合の基礎の上に立つ」会社法と証券取引規制の制定法を創出した日本の経験と情報の提供を期待されております。

ただ、日本のこれまでの経験と情報を提供申し上げるにはやぶさかではありませんが、「Common Law と大陸法の結合」した日本法と受け取られますと、少しコメントを付けさせて頂きたくになります。確かに、1899年の制定の現行会社法は、ドイツ法の影響の下で制定され、第2次世界大戦後の1950年の会社法大改正では、アメリカの州会社法を大幅に導入したことは確かです。また1948年に公布・施行された証券取引法は、当時占領国総司令部（GHQ）の強い指導の下に、アメリカ法を母法として作成されました。

しかし、その後、両法とも、日本経済の歩みとともに変化し、いまでは、日本独自の法律となって、存在しています。そのことは、ヴィエトナムの法律関係者の間でも、充分、ご理解のことと思います。ただ、会社法について付け加えたいのは、学問上言い換えれば、理論的に、Common Law つ

まり契約法と大陸法つまり団体法の上に立つ、両者を統一した法理論は、日本では現在に至るも、確立されていない、と言えるかと思います。これは、私をも含めて法律学者の責任でもあります、大変な難題でもあります。しかし、それはさて置き、現実には、日本会社法も証券取引法も、いろいろな問題点を抱えながら、経済社会に対して機能しております。

それどころか、契約理論に立つ Common Law でも、団体理論をとる大陸法でも、会社には複数の構成員の存在が大前提となる筈なのに、世界の会社立法では、出資者・構成員が一人の会社の設立および存続を正面から法文上で認める傾向にあります。例えば、主要なヨーロッパ諸国では、1989年、EC委員会第12ディレクティブで、一人の構成員からなる私的有限責任会社の存立・存続を承認するよう求められた結果、ドイツは「小規模株式会社と株式法の規制緩和のための法律」(Das Gesetz für Kleine Aktiengesellschaften und zur Deregulierung des Aktienrechts)、フランスでは「有限責任一人企業および有限責任農業経営に関する1985年7月11日の法律第85-697号」(Loi n° 85-697 du 11 juillet 1985 relative à l'entreprise unipersonnelle à responsabilité limitée et à l'exploitation agricole à responsabilité limitée)の特別法で、イギリスは1992年に「一人の社員のみで私会社の設立を認める会社規則」(Companies [Single Member Private Limited Companies] Regulations 1992)を制定しました。アメリカでも州会社法で一人会社を承認するところが現れております。

もちろん、日本も一人会社の存続は、判例で認められて居りましたが、1990年の改正で、設立時から、一人での会社設立を法文上承認しました。これらのことから私の独断で言うことは、世界の会社立法者は、その機能を重視し、理論構築は学者にまかせ、歴史的な契約理論とか団体理論とかを超越したところで、有限責任の原則の享受を、一人会社企業にまで広げつつあるのではないかと私は受け止めております。

このようなことを申し上げましたのは、現行ヴェトナム会社法第30条I項は、株式会社の存続要件として7人以上の株主の存在を挙げており、有限会社・株式会社の設立を担当する「発起人」(越会14条I項、II項①号、17条IV項、19条I項②号)の英訳語について、founding membersと複数で表記されていることから、恐らく一人会社は解釈上も認められないのではないか、と思います。しかし、国有企業が株式会社あるいは有限会社に転換する際、国家秘密を保持しあるいは国益を守るためには、ヴェ

エトナムにおいても一人会社の設立・存続を承認せざるを得ないのではないか、と考えます。

そこで注目すべきは、社会主義市場経済政策を採用した中国が、1993年12月29日に制定した「中国会社法」であります。同法は特殊製品の製造あるいは特殊業種に属する企業は、国有単独出資会社の形態を採用することを義務付けています(中会64～72条)。これは、国家秘密あるいは国益の保持と会社形態での運営の利点を結合した大企業の形態で、ヴェトナム国営企業の株式化に参考になるのではないかと考えます。

残る (iv) 個人企業と (v) 合併企業と (vi) 外国独資企業ですが、個人企業が商業活動をしようとするときは、これまた経営登記を必要とします(越商17条)が、日本と同じく小商人には別途政令で定められ、一部商法の適用は除外されます。(v) 合併企業と (vi) 外国独資企業については、早くから、1986年から「ヴェトナムにおける外国投資法」が制定され、その後3回にわたる改正がなされ、さらに昨年2月18日には「ヴェトナムにおける外国投資法の施行細則についての政令」が出されております。

〔Ⅲ〕以上が、企業取引をめぐる法的枠組み、と銘打ちながら、結局は時間の制約もあり、法的取引主体のみを概観したに過ぎません。そこであと残された僅かの時間で、商取引をめぐる法律、つまり民法と商法について、若干の感想を申し上げたい、と思います。なお、ここで商法と私が呼んでいるのは、申し訳ありませんが私はヴェトナム語を解しませんので、昨年5月10日に国会で採択され、本年一月一日より施行された英語で言えば Com-mercial Law のことであります。

そもそも日本の商法典においても、その規制の対象を、最初は商行為主義を採用し、それが経済発展により破綻すると商人主義を併用しております。その結果、現在の通説である企業学説からは、不徹底であるとの批判を浴びているのは、ご存じの通りです。ですから、日本も余り偉そうなことは言えないのですが、ヴェトナム商法では、第5条6号で、商人の概念を規定し、独立して常時営業活動をおこなう個人、法人、互助組および世帯が、経営登記をおこなったときから商人として認められ、商法の適用があるとの構成をとっています。したがって、商人資格を取得するには、法の定める商号、商標などの一定の要件を具備した上、経営登録機関の審査を経て、始めて経営登録証を交付されることになります。これは正に、

認可主義の採用と見えます。

このことは、会社設立の規制の世界の歴史を振り返るとき、この認可あるいは許可主義が経済発展の前に大きな足かせとなり、規制の潜脱を始め、登録機関の権限濫用さらには汚職の原因ともなったという歴史が存在します。ベトナムで同じ様な混乱がおこらないことを祈っております。

この報告を閉じるにあたり、私は、ベトナムの全ての法令の冒頭に掲げられている言葉「独立—自由—幸福」を思い出します。それは、故ホーチミン首相がかねがね語っておられた「独立なくして自由はない。独立と自由がなければ、幸福はない。」との言葉の中から抽出したものと聞いております。

今ここに、私は、いろいろな考え方から、いろいろな意見を忌憚なく申し述べさせて頂きました。それを皆様方は、独自の立場から、自由に判断され、取捨選択をして、より幸福なベトナム建設のための法体系を打ち立てられることを、希望してやみません。

ご静聴ありがとうございました。Cam on.

以上

追伸

先日のパネルディスカッションの際、鈴木先生がベトナム代表団の解釈を求めた際に、私が「法の解釈権限は特別の委員会があり、そこが有権解釈をすることになっている。」と、コメントしたのですが、その際、法律名と条文を思い出せませんでしたので、追加して、ご報告します。

ベトナムでは、法律の公布権限、手続き、手順、解釈が混乱しているため、それを統一すべく『法律規範文書公布法』が1996年11月12日に国会で採択され、1997年1月1日より施行されています。そして、「同法第1章第10節 法律、法令の注解」の第52条〔法律、法令注解の権限〕

第Ⅰ項 「国会常務委員会は法律、法令の注解を行う。」

第Ⅱ項 「1992年憲法第87条の規定に基づく機関、組織と国会代表は、法律、法令の注解を国会常務委員会に提案する権限を持つ。国会常務委員会は注解を審議し、決定する。」

との、規定があるからです。もつとも、条文の定めが在るからといって、実務上、これがとれだけ機能しているのかは不明ですが。

「ヴィエトナムにおける企業活動 をめぐる諸問題」

ヴィエトナム中央経済管理研究所
マクロ経済政策局次長
グエン・ディン・クン



本日、ここに発表の場を与えていただいたことに感謝いたします。これから申し上げる意見は私の個人的見解であり、研修団やヴィエトナム政府を代表するものではありません。この様に個人的見解を表明することができるのは、最近のヴィエトナム社会の進歩であると私は評価いたします。

本日は、まず、今日ヴィエトナムにどのくらいの企業が存在するか、その概要についてお話しし、次いで、各企業形態別に企業活動の実態について述べたいと思います。

- 1 ヴィエトナムが計画経済から市場経済に移行してから既に10年が経ち、経済面においては一応の成果をあげたといえます。その間、多くの企業形態が誕生し発展してきました。

1998年5月現在、ヴィエトナムでは、5,800の国営企業のほかに、1,800の外資合弁企業または外資100%の企業、24,000の個人企業、11,000の有限責任会社、200の株式会社、1,800,000の個人事業所、1,000以上の新型合作社が存在します。新型合作社というのは、かつての計画経済時代の合作社のほとんどが解体されたのに対し、近時、農村部で新しい型の合作社が次々に設立されています。形態については未だに確定したものではありません。

1997年の上記の企業形態別のGDP構成比は次のとおりです。

国営企業及び外資系企業で約45%を占めており、個人企業、有限会社及び株式会社はわずかに約2.5%に過ぎません。個人事業所、約24.5%を占めています。

なお、付け加えれば、農業部門のGDPに占める割合は、1991年の42%が1997年の28%に低下しております。91年から今日まで農村部の人口は余り変化はありません。今でも、ヴィエトナム全体の8割を占めています。この様な構成比の違いから判断すれば、所得の配分に不公平が生じているように私は考えています。

2 確かにドイモイ政策によりヴィエトナムにおける経営形態は多様化しましたが、これらの経営形態による差別待遇が存在しているのも事実です。例えば、ヴィエトナム共産党第8回党大会に採択された1996年～2000年の5ヶ年計画の経済発展指針にいくつか注目すべき理念が示されています。

第1の理念は、国営経済部門を国内経済の主導的な役割を担うように構築、発展させることです。「国営経済部門」についての概念についてははっきりした定義があるわけではありませんが、国営企業、国家予算、銀行システム、保険システム等を含む意味であろうと考えます。

第2の理念は、国営企業は合作社と共に社会の基盤をなすということです。

第3は、国内・国外の民間資本との合併や提携により、国営資本を強化させるということです。これによって民間の資本、技術、管理能力が導入され、国営部門の利益を強化させながら国の建設と発展にも貢献されます。

第4の理念は、個人と家族的な事業所は重要かつ長期的な役割を持つということです。「個人と家族的な事業所」とは上述の1,800,000の個人事業所のことです。

第5の理念は、民間資本経済は国造りに参加できるということです。ここで、「民間資本経済」とは個人企業、有限会社、株式会社を包括した意味を持っています。

以上の各経済部門に対する国の基本政策の宣言から、下記のいくつかの所見を申し上げることができます。

世界のほとんどの国と違ってベトナムは経済発展という点において、民間部門ではなく国営部門にまだ依存しようとしています。そのため、他の企業形態に比べ国営企業は相変わらず重視されています。外資の導入は国営経済を発展させる方策と思われます。そのため、外資と国内民間資本との合併や資本提携よりも、外資と国営資本との合併や提携の方が優遇されると思われます。

多くの国では民間部門が経済発展の牽引力（driving force）となるがベトナムの民間部門はどちらかというと、国営企業の補充的あるいは付带的（marginal）な役割しか持ちません。

3 ベトナムの企業関連法の特徴

ベトナムの企業関連法の際だった特徴は経済部門別あるいは企業形態別に立法されていることです。

例えば、国営企業は1995年に公布された国営企業法によって設立、活動しなければなりません。

外資合併企業、外資100%の企業の設立、管理、運営等は外国投資法によって調整されます。外国投資法は、1987年末に公布された後、1990年、1992年、1994年、1996年に補充、改正が行われました。

有限会社、株式会社の設立、運営等は会社法によって調整されています。これらの会社はベトナム民間経済を代表するものです。

個人企業の設立、運営等は個人企業法によって調整されます。

個人事業所は1992年3月2日に公布された政府デクレ第66号によって調整されます。（個人事業所と個人企業はどちらも1人の個人により所有経営されており、債務に対しては、無限責任を負いますが（他の国のproprietorshipと同じ）、個人企業は政府が規定した最低法定資本金を確保しなければなりません。）

以上の所有形態別の企業法の他、国営企業、外資企業、国内民間企業に適用される、土地、金融、労働、輸出入等の政府の諸規定の内容もそれぞれ異なります。

この所有形態別の法的枠組みは実際の企業活動において、次のような問題を生じさせています。

まず、平等で整合性のあるプレーグラウンドが存在しません。それは市場経済の構築と発展に不可欠な前提であると思います。

また企業は別の形態に組織変更することができません。従って、資本が経営効率の悪い形態から効率のよい形態へ移動できません。

多くの企業家・投資家達は、自分達は他の経済セクターに比べ不公平な扱いを受けていると感じ、長期的な投資・経営に信頼していませんし、安心していません。

4 国営企業について

ヴェトナムでは国営企業は政府に100%所有されている企業と定義されています。事業目的によって国営企業は営利企業と公益企業に分類されています。管轄別に分類すれば、中央管理国営企業と、地方管理国営企業とがあります。

国営企業の第1の問題は国の所有権と企業の所有権に区別がつかないことです。すなわち、国営企業は、財産所有権が未だに認められていません。国営企業が使用している工場や機材等は、国の所有と規定されています。そのため、国営企業の資本を効率の悪いところから、効率の良いところへ移行させることは困難です。また、国営企業が債務不履行をしても、債権者は企業の財産を差し押さえて競売にかけることはできません。

国営企業の第2の問題は、契約システムによる集中管理機構が存在しないことです。国営企業の所有権の行使は、多くの国家機関に分散され、別々に管理されています。各省庁の長が、管轄企業の生産経営方針、社長、取締役その他の人事を決定しています。財政省は企業の資本と財務を管理しています。そして政府と労働者は利益を分け合うこととなります。

以上の実情から、次のことが言えると思います。企業の所有者である国の権利を実現する統一した機関が存在しません。企業の管理・監査に締めりがなく、権限もあちこちに分散しています。企業管理者は、一方では経営活動に必要な独立性を確保できず、他方では地位を利用して個人的や親族・友人利益を供与して、所有者と債権者に損害を与える可能性があります。

国営企業の第3の問題は企業の共通な財務管理制度が存在しないことです。実際には、全ての赤字や損失項目は何らかの形で国の予算または中央銀行より補填されています。

第4の問題として非効率経営と低い競争力が上げられます。最近に公表された数字によれば約43%の国営企業は利潤を確保できましたが、残りは経営収支が赤字です。個人的な意見ですが、黒字企業でも、独占的な地位や政府の保護政策より黒字を確保できた企業も少なくありません。具体的にいえば、セメント、鉄、砂糖、紙等の国営企業が優位性を持つ産業では製品の生産コストの方が、国際の卸売価格よりも高くなっています。国営企業の非効率経営と低い競争力は既に広く認められます。

国営企業の最後の問題として、資金不足(under capitalization)と不健全な財務状態を取り上げたいと思います。国家予算が制約されているため、最近、国営企業への投資が減少しています。このため、最近、国営企業の活動資金は民間からの融資に依存しています。特に国営商業銀行からの貸付けがもっとも大きくなっています。ですから、国営企業の負債・自己資本比率(debt/equity)は大変高い比率になります。このヴィエトナムの国営企業の不健全な財務状態と非効率な企業経営とが今、ヴィエトナム政府の財政事情を悪化させています。もっとも最近の情報に寄れば、返済不可能な債務が多額になっています。思うに、この様な状態が長引けば長引くほど、ヴィエトナムの財政システムの改革は難しくなると思います。このような状況を打開するためには、先ほど志村先生がおっしゃられた様に、民営化するか、または、他の形で株式会社化するしかないと思います。しかし、他方、志

村先生がもたれた株式化の可能性に対する疑念にはまったく同感です。

- 5 次に、ヴェトナムの民間企業に関する諸問題を取り上げてみたいと思います。先ほど申し上げましたとおり、今でも民間経済は、ヴェトナム経済の中で、補足的・付帯的な役割としてしか認識されていません。他の経済形態に比べ、民間経済は不平等な扱いを受けています。最近の私どもの研究所の調査によれば、ヴェトナムの民間の投資家達は、法律と国の政策を未だに信用していません。彼らの多くは「3つのない」の投資法を実行しています。それは、長期的に投資しない、公開的に投資しない、そして大規模に投資しない、というものです。

また、民間企業の設立手続が大変複雑で、時間と経費がかかることは第2の問題といえます。世界のほとんどの国と違ってヴェトナムでは、企業の設立には権限のある政府機関の許認可が必要です。私たちの最近の調査によれば、民間企業の設立に要する平均的な期間は6ヶ月であり、経費は約1,000万ドン（約750USドル）かかります。

民間企業にとって第3の問題は活動過程に発生します。企業の増資、事業規模の拡大、経営多様化、支店や代表事務所の開設、本店・支店の移転等は権限のある政府機関に許可される必要があります。また、許認可の基準がはっきりしていないため、政府機関またはその職員が、ある企業に許可したのに別の企業には許可しない、あるいは、ある時期に許可して別の時期には許可せず、あるいは、ある県では許可したのに別の県では許可しない、というような事態が生じます。そのため、民間企業は投資・経営活動に多くの不安要素を感じています。複雑で時間のかかる手続に、多くの民間投資家が投資の機会を逃しているのではないかと私は感じています。

民間企業の第4の問題は、土地所有権の供与・貸与や信用供与において、他の形態に比べ民間企業は差別的な待遇を受けるといことでです。私たちの最近の調査に依れば、民間の投資家が、土地所有権の供

与、貸与あるいは信用供与を受けるまでには、蜘蛛の巣をかいくぐるような道のりを通らなければなりません。たった1筆の土地使用許可を得るために、権限のある国の機関を30ないし40の経由しなければならないことしばしばです。そのことは、ヴェトナムの民間企業の経営者にとって土地の使用権の入手がいかに重要かつ困難であるか、皆様もご理解していただけたと思います。

民間企業の最後の問題は、商法・会社法の不備という点です。現在、ヴェトナム会社法と個人企業法の改正作業が行われています。会社法を立案した検査委員会から、会社法施行後の社会における効果についての評価報告書が発表されました。私たちはこの報告書を法務総合研究所の皆様へ提出して検討してもらおうとしています。今日、私たち研修員が法務総合研究所で研修を受けるのも、今後、ヴェトナムの経済の現状にもっともふさわしい会社法を制定しようとする決心の現れです。会社法の編纂委員である私たちがこの研修を終えて、この研修から学んだ日本国の経験が、今後、私たちの国の改正作業において大変参考になるものと考えます。

6 最後に、ヴェトナムにおける外資企業について手短かに述べたいと思います。

ヴェトナムにおける外資企業が直面する問題は、ヴェトナム国内の民間企業が直面する問題とほぼ同じではないかと思います。その上、外資企業にとってヴェトナムでパートナーを見つけるに当たり、もう一つの問題があると思います。それは、外資企業がヴェトナムで最初にどのパートナーを選ばいいか、その過程で大きな困難に直面すると思います。

以上、ヴェトナムの企業活動における諸問題について概略的に述べさせていただきました。御静聴ありがとうございました。

パネルディスカッションでの発言から

(1)

ヴェトナム司法省民事経済法局次長

グエン・ティ・ビック・ヴァン



ヴェトナムの事情について高い御関心をいただきありがとうございます。特にヴェトナムの国営企業の株式会社化と証券市場の開設に関連して大変貴重なお話を聞かせていただきました。ヴェトナム政府による国営企業の民営化は1992年からスタートしましたが、今日まで16の国営企業しか株式会社化されていません。

国営企業の株式会社化の最初の困難は思想的な困難であると思います。使用者の立場からは、これまで政府の財産が、民間の所有になってしまいう、という恐れ、労働者から見れば今まで働いても働かなくても政府から給料がもらえるのに、民営化したら、セルフガバナンス——自分で管理して会社の活動に対して責任を持たなければならないという恐れであります。上村教授がおっしゃったように証券市場を設立するには、まず、商品がなければなりません。この点についてはヴェトナム政府も2年間研究を続けております。

思想的な問題はほぼ解決したのではないかと思います。次の最大の問題は、株式を発行するとき、どうやって企業の価格を決めるかであります。なぜなら、高すぎると誰も買いませんし、安すぎると国家の財産の流出になるのではと懸念されるからです。今、国営企業が持っている財産の大半は国営商業銀行から借りたものですが、もしその借りた分を引いたら、国営企業は何も持っていないに等しいといえます。

また国営企業の労働者自身も株式会社化に余り熱心ではありません。なぜなら、新しい経営者が自分達にどのような待遇をしてくれるか全くわからないからです。また、企業の管理者達自身も株式会社化された後も、自分達が管理者に留まることができるか不安があります。

この問題に対しては、ヴェトナム政府が規定を作っており、私達が日本にいる間にも既に、ヴェトナムで公布されたかと思います。この

規定は株式会社化を推進するための規定です。まず、この規定による国営企業の価格決定ですが、最初に定めた株価で買手がつかない場合は、売れるまで価格を下げて販売します。安すぎる場合は財政省が売らなければならないか判断します。

そして、労働者に対する対策として、勤続年数に応じた株式の無償交付制度があります。これはかなりの負担になります。例えば20年間勤続している労働者に対しては、平均1000万ドン日本円にして約10万円の株式を交付する予定です。これは、ヴィエトナム人の収入からすれば、かなり大金です。

また、株式会社化の決断がつかないことに対する対策としては、もはや待てませんので、強制的な手段として、監督官庁ごとに毎年何社の企業を民営化させなければならないか、地方では、各人民委員会に幾つの企業を民営化しなければならないか割り当てます。

この方策でどれほど株式会社化のスピードが早まるかはわかりませんが、今後5年間には、相当の国営企業が株式会社化されるものと思います。なぜなら、アジア開発銀行のヴィエトナムへの貸出しの条件として2005年までに75パーセントの国営企業の株式会社化が条件のひとつになっているからです。上村教授の理解に同感ですが、ヴィエトナム政府が、民営化という言葉避けて株式会社化という言葉を使うのはやはり、ヴィエトナムでは、民営化によって大きな資本が株を握ることを避け、多くの国民に株を持ってもらうという狙いがあるからです。というのは、株式会社化によって貧富の格差が拡大することを恐れているからです。もちろん、これは理論上の政策であって、実際にどう展開し、貧富の差が現実にはどうなるかは実際に見てみないとわかりません。しかし、上村教授がおっしゃったように、株式会社化すれば、会社の活動に対する政府の干渉は少なくなるというのが一般的ですが、ヴィエトナムに関しては、逆に干渉が強くなるのではないかと感じています。

証券市場の設立に関する準備ですが、昨年7月に証券市場設立委員会が発足し、証券市場の取引に関する政府のデクレが私達の日本滞在中に発表されるものと思われます。証券取引所開設は微妙な問題であります。それというのも、アジアの通貨危機がヴィエトナムに直接の影響を及ぼさなかったのは、ヴィエトナムに証券取引所がなかったおかげだという

意見が多かったからです。証券市場における自由取引に対して政府は危惧を抱いていると思われます。したがって、取引に関する規制は多くなると考えられます。

最初から内容のよい証券市場にしようとしていますので、上場基準が厳しくなると考えます。ですから、証券市場に上場するとき資本の使い道をどうするか公開するための法的枠組みを用意しなければなりません。私達も余り厳しく規制しすぎると市場の活性化を害する恐れがあることを知っています。また、政府の干渉が強すぎますと、市場の価格が低迷するという懸念もあります。証券取引所を有しているほとんどの国は規制を緩和し自由化が進んでおり、市場の判断に任せるというのが一般化しています。しかし、ベトナムではそこまではいかず、慎重な態度を貫くと思われます。

とりあえず、ハノイとホーチミンで試験的に取引所を開設させます。当初は、政府所有形態で運営しますが、将来的には民間に移行することもあります。ですから、実際、開設してみてどのくらいうまく運営できるか判断しなければなりません。政府がその判断の要素としては、政府の管理がどのくらいうまくいくかということと、市場にどれだけ商品が出回るか、といった点であると思います。

(2)

ベトナム松下電器株式会社社長
藤井 孝男



ただいまご紹介いただきました、ベトナム松下電器の藤井でございます。本日は大変重要なシンポジウムにお招きいただき発言の機会を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。また、ヴィエトナム国より御参加の皆様、日頃はヴィエトナム国並びに関係者の皆様方には大変な御支援、御協力を賜っておりますことをこの場をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます。

それではまず、松下電器のヴィエトナムへの進出の経緯について若干触れさせていただきまして、その後本題の、ヴィエトナムにおいて事業運営上どのような課題を持っているかについて、私ども進出企業が抱える問題点について法制を中心に御説明させていただきたいと思います。

松下電器のヴィエトナムへの進出の経緯

松下電器とヴィエトナム国とのお付き合いは、1971年にベトナムナショナルとしてテレビ、ラジオの生産を開始したことに始まります。しかし、残念ながら、戦争の悪化に伴い、日本人出向者の引き上げ、撤退を余儀なくされました。その後、国営化されヴイトニクストゥールク社として事業が進められておりました。米国の制裁解除と旧ベトナム松下で御勤務いただいていた従業員からの、「早く戻ってきてほしい。」という声により、1995年、現在のパートナーであります、ヴイトニクストゥールク社との部品供給協定により、カラーテレビ及びオーディオ事業を20年ぶりに再開するとともに、合弁会社設立の検討準備を開始し、1996年3月末に合弁認可申請を行い、6月末には政府認可をいただき、同年11月より事業開始をさせていただいております。現在はカラーテレビ、オーディオ事業を主に、従業員150名体制でホーチミン市で事業を行っております。資本金は280万米ドル、松下電器の出資比率は60パーセント合弁期間10年として事業を進めております。

ベトナムにおける事業運営上の課題

それでは、本論の、事業運営上の課題について述べさせていただきたいと思います。課題は大きく3点あると思います。

それは、ベトナムの①法制、②税制、③インフラに関する整備の遅れであり、私ども進出企業が抱える共通の課題であります。先ほど、Mr.Cung が本音でベトナムの現状について細かく御説明いただきました内容と重複するところがあると思います。

まず、法制に関する課題ですが、一言で申しますと、法整備の遅れと、法に対する観念の差が大きいということであります。2、3例を挙げて申しますと、まず最初に法規定の頻繁な変更と、法律の解釈が一定せず、細部については交渉ベースで解決することが多く、流動的な事業運営、対応を余儀なくされることが多いということであります。

次に、法規定が十分機能しておらず、不明確な内容も見受けられます。また、適用にあたって、当局間での見解の差、選択的及び過度の適用が事業運営に支障をきたすという問題であります。

十分機能していないという観点で申しますと、商法でいくつかの不正競争的行為の禁止や、消費者保護をうたっておりますが。実体的に効力を発しているとは言いがたい現状であります。知的所有権侵害や偽物販売、商品の価格表示義務、不正な販売促進等が当てはまります。

見解の差という観点で例をあげますと、MPI 投資計画省が発給する投資ライセンスにタックスインセンティブ・法律上認められる恩典が表示されておらず、実際の事業運営にあたり、他の当局、例えば商業省、税関、中央銀行等が恩典について当初 F/S と異なるより厳しい解釈をすることがあるということであります。

3点目はベトナム民間企業と日本企業との交換面に相違があるという点であります。取引相手先や合弁相手先との契約締結に際して生じる機密保持に対する観念が薄く、情報が簡単に流れ、容易に入手できるのが実情で、結果、企業のよいように活用され、対応に苦慮することあります。また、合弁契約や技術援助契約等の契約締結にあたり、パートナーや窓口によって許可認可内容が異なり、公正な競争を妨げる要因であると思います。

税制の問題は、不明確な税制と、高い公益料金という課題でベトナムでの投資に対するメリットが失われつつあると危惧しております。

さらにインフラにつきましては、インフラ、環境保全に対する整備の遅れが今後、工業化が進むにつれ、一層問題になると思います。

この2点につきましては時間の関係上割愛させていただきますが。鈴木先生の資料に細かく載せていただいておりますので、後程ご覧いただきたいと思います。

要望と提案

最後に、法に対する要望、提案をさせていただきたいと思います。

まず最初に、法の充実改善整備と法令発行時における対応についてです。

まず、新旧法律間の整合性、用語の定義付け、運用の明確化と事前通知の徹底を図っていただくとともに、法令発行に対する猶予期間の設定をいただく、そして、英訳法令の同時発行をお願いしたいと思います。これは、翻訳者の誤った理解で、政府の意図が十分に伝わっていないことがあり、正しく我々に伝えていただくためにも必要と考えます。

さらに、法令の法間、例えば商法と民法の関連性、及び当局間の認識、見解の統一であります。例えば、技術移転契約は一般的に商人間で締結されるもので、本質的には商行為であると考えますが、これを民法で扱っているといった問題であります。

さらに、当局間の認識、見解の一本化を図っていただきたいと思います。そして、何より、法令遵守のための監視、管理、指導体制の構築を図っていただくことが不可欠ではないかと思います。

国や社会が違えば、法律、慣習が異なるのは当然であると思いますが、ぜひ、私どもにも理解、納得できる法であり、適用であることを切にお願い申し上げたいと思います。

私どもも、ベトナム国発展のために最善の努力をさせていただく所存でございますが、更なるベトナム国発展のため、本日御参加の皆様方の絶大なる御支援御協力を賜りますようお願い申し上げ、私の意見とさせていただきます。どうもありがとうございました。

1. 在 1949 年以前，中國社會主義運動的發展，是與中國民族解放運動相結合的。在 1949 年以後，中國社會主義運動的發展，是與中國社會主義建設運動相結合的。在 1949 年以前，中國社會主義運動的發展，是與中國民族解放運動相結合的。在 1949 年以後，中國社會主義運動的發展，是與中國社會主義建設運動相結合的。

2. 在 1949 年以前，中國社會主義運動的發展，是與中國民族解放運動相結合的。在 1949 年以後，中國社會主義運動的發展，是與中國社會主義建設運動相結合的。在 1949 年以前，中國社會主義運動的發展，是與中國民族解放運動相結合的。在 1949 年以後，中國社會主義運動的發展，是與中國社會主義建設運動相結合的。

3. 在 1949 年以前，中國社會主義運動的發展，是與中國民族解放運動相結合的。在 1949 年以後，中國社會主義運動的發展，是與中國社會主義建設運動相結合的。在 1949 年以前，中國社會主義運動的發展，是與中國民族解放運動相結合的。在 1949 年以後，中國社會主義運動的發展，是與中國社會主義建設運動相結合的。

第二部

カントリーレポート



ヴェトナム司法省民事経済法局次長
グエン・ティ・ビック・ヴァン

「ヴェトナム法整備の現状と課題」

ヴェトナム司法省民事経済法局次長

グエン・ティ・ビク・ヴァン

I 最近のヴェトナムの法的枠組について

- ◎ 過去数年間に、ヴェトナム国法整備事業に着実な進展が見られ、経済改革事業の法的枠組を提供した。多くの法令が制定され、これらの法令は国民の生活に徐々に浸透した。なかでも、ヴェトナムの団体、個人の取引活動に重要な意味を持つ民事法典の制定がある。
- ◎ 過去1997～1998年の2年間には、商法、外国投資法の改正法、税法（付加価値税法、企業所得税法）、国内投資法、国立銀行法、信用機関法等一連の法制定と改正が行われた。
- ◎ 法律改革とともに行政改革も推進され、具体的には窓口一本化の実現、すべての分野における行政手続の簡素化（外国企業の投資、国内企業の投資、政府と国民との関連手続…）がある。
- ◎ 経済活動においては許認可制度を徐々に減らし、かわりに登記を実施する等経営活動に対する政府の規制や干渉を減らしている。その進展が企業設立手続、営業分野別管理活動、環境保全、技術移転等に見られる。
 - 登記制度の利点：一管轄省庁に対する通知効果
 - 一政府に対する約束効果
- ◎ しかし、市場経済の発展に不可欠な法規がまだたくさん不足している。多くの規定がおおまかな内容しか持たず具体性を欠き、ガイドラインがなければすぐには適用できない。また、法の適用もまだ厳格に行われておらず、実施体制がぜい弱で、個人の法による保護を求める意識が低く、法律の効果発揮には多くの制限がある。

II 最近制定された一部の法律について

1 商法について

- ◎ 所有形態、法人の概念、主要契約における権利義務の内容、損害賠償、担保措置等、経営活動に重要な各基本原則が民法によって設（確）立された。この民法に続き商法が'97年5月24日、国会によって制定され、'98年1月1日より発効した。この法律は商行為を調整し、商人の法的地位を確定し、ヴェトナムにおける商業活動の基本原則を規定した。
- ◎ 商法の制定はきわめて重要な意味を持つ。アメリカの経済制裁が解除されて以来

この数年間にベトナムは100カ国以上との間に貿易関係を結び、また、50以上の国々の会社が既にベトナムに直接投資しているなど、各国との開発協力関係が復活拡大されており、政府開発援助も増えている。

◎ 「商業経営活動の自由原則」や「全経済セクターの全企業の法の前の平等原則」は、1992年憲法に言及されたが具体化されず、商法の制定でこれらの原則がやっと具体化された。

◎ しかし、商法の調整範囲はせまく、商品の取引の規定、その取引と直接関係するサービスに関する規定のみである。ベトナムの商法は会社法、証券取引法、手形・有価証券法を含まない。また商法は、航空、運輸、海運、建設、銀行等広義的な商事活動に対応しない。そのため商法の効果がせまく国際通例に合致しない（たとえば外国の商事仲裁決定の執行問題）。

2 国立銀行法、金融機関法

’90年の銀行に関する二つの法令にかわって、’97年に国会を通過した二つの銀行法は銀行金融分野における重要な進展である。

◎ 第1 国立銀行（中央銀行）の法的地位が国立銀行法によって確立された。国立銀行は政府機関であり、全国の通貨、金融、銀行の営業活動等を管理する機能を持つ。

◎ 国立銀行は国家の通貨政策、通貨取引の監査及び商業銀行の活動の監査も実施する。

しかし国家の通貨政策は国会によって決定され、マネーサプライ等大きな財政対策は政府によって決定される。

◎ 第2 金融機関法が銀行の活動条件、金融機関の活動内容、設立と運営に関してはじめて具体的に規定した。金融ビジネスでの安全保障、監査、違反処理等に関する一連の規定は、金融ビジネスでの秩序再構築の法的根拠を提供した。

◎ 新法によって金融機関は次のような特徴を持つ。すなわち多様な形態、多機能を持つ総合経営、独立経営、活動の多様化や拡大のため銀行その他の金融機関が子会社を設立できること等である。

3 外国投資法

’96年末に制定された外国投資法の改正法は旧法（’87年に制定。’90年、’92年に改正）に比べ外国投資分野の大きな進展であり、大きな意味を持つ。

◎ 国家の重点的な目標と開発優先分野へのFDIを誘致するために法の内容がより緩和された。

◎ ’98年のはじめに本法を具体化するにあたって政府が新しいデクレを公布した。新デクレによって一連の投資奨励措置が打ち出された（計画投資省は投資許可範囲内の企業の所得税減免等審査調整することが可能、輸入された生産原材料物資等の

免税、営業損失の次年度への繰延べ、財産の質入れや抵当権設定等）。本デクレとともに政府は特別投資奨励プロジェクト・リスト、投資奨励プロジェクト・リスト、投資不許可分野リスト、免税可能機材設備品リスト等一連のリストを公表した。これらの措置に基づき海外の投資家は投資形態、地域と分野及び投資パートナーを選択することができる。

4 国内投資奨励法

◎ 本法は '96年に制定され、'97年に1回目の改正を行った。本法の目的は、国内企業の投資の多様化を奨励することである。具体的には投資規模拡大、社会経済条件が困難なへき地での企業設立等への奨励措置が打ち出された。

◎ 本法によって手続が簡素化され、企業設立に関する手続の窓口は基本的に一本化される。企業が以前のような手続のために奔走する必要はなくなった。

5 行政機構の組織と活動を刷新する目的で制定された法令

'97年末から '98年はじめにかけていくつかの法令が公布された。

—公務員に関する法令

—汚職防止法令

—俟約実行法令

III 今後の法整備の方向性

1 民事法典の施行：財産登記と諸取引の保証に関する規定の作成

◎ 現状では財産とその他の取引に関する集中的な登記機関が存在しない。一部の財産（例えば住宅でない建物、機材設備等）に関しては、その所有権を確認する権限ある機関が存在しない。

◎ 債務保証に関するデクレを作成し、民事法典に規定された質入れ、担保や保証に関する措置を適用し実施する。

2 商法の規定を具体化させる：ディスカウント販売、不正競争、虚偽広告、手形・有価証券に関する規定、電子取引における所有権の移転の確立等の各概念を明確化させる。

3 経済契約に関する法令を改正し、経済契約と民事契約との区別をなくして統一性のある契約法を作成する。

4 更に会社法、私企業法、国営企業法や合併企業と外資企業に関する諸規定を改正し将来は統一した企業法にまとめ、すべての企業に平等な法的基礎を作る。

5 統一した経営（商業）登記制度を作って、その情報を公開する。

6 国営企業の民営化をさらに推進し、大部分の国営企業の活動を株式会社法の活動に移行させる。

7 証券市場に関する規定を作る。今後、ハノイとホーチミン市で試験的に証券取引所

を開設する。そして投資ファンドに関する規定も設ける。

- 8 独占禁止法，不正競争防止法，消費者保護法を制定する（具体的には合法的な独占，価格操作の独占，製造物責任，消費者代表訴訟等が取り上げられる。）。
- 9 工業団地，経済特区管理法を作る。
- 10 紛争解決制度を刷新する。すなわち裁判外仲裁に関する法令の制定，和解組織の設立，民事・経済・労働問題を統一に扱う訴訟法を制定する。
- 11 判決及び仲裁決定に関する統一な執行法の公布を準備している。
- 12 国際機関への参加を促進する。ヴィエトナムはすでにASEANとAFTAに加盟し，今後WTO加盟を準備している。これらのことからヴィエトナムは現行法を国際の慣行に合致するように改正や補足をしなければならない。

IV 日本の法務省とJICAが共同開催した研修から得た経験をヴィエトナム法整備事業にどういうふうに反映したか。

97年6月には財産登記，戸籍，供託制度について研修員が派遣されました。ヴィエトナムでは財産登記制度の整備は緊急の課題である。研修で得られた情報について国内で議論がされており，昨年の研修は有意義であったといえる。97年10月には民事訴訟法，民事執行法に関する研修が行われた。前述のとおり，民事訴訟に関する統一な法律にまとめる作業をしているところであり，日本の制度を参考に議論をしているところである。

また，国際協力事業団の支援により，ヴィエトナム国内で5回のセミナーが開催されている。すなわち，97年4月には社会調査に関する方法論について，5月には，財産登記・供託について，及び，訴訟上の和解と訴訟外の和解について，9月には民事訴訟法について，12月には手形小切手について，98年4月には経済犯罪について，5月には会社法と証券取引法について，セミナーが開催された。いずれも緊急に法整備が必要な分野である。その成果は司法省幹部及び他省庁にも報告された。例えば，財産等の登記の窓口の一本化，供託機関の設立が和解制度等に日本の制度が参考とされている，民事執行の機関の一本化，改正刑法に経済犯罪に関する条項を盛り込むことを検討している。これらは，研修の成果が法整備に反映している一例である。

現在，海事法に関心を持っている。例えば，外国船の拿捕の可否に関する規定の整備を検討している。また，知的所有権及び技術移転に関する規定の整備が必要である。WTO加盟の際に問題となるであろう。税関及び裁判所において知的所有権保護をどのように行うかに関心がある。

第三部

ヴェトナム駐在員報告



古い建物と近代的な建物が対照的なホーチミン市内。

「成長するベトナムの現状と課題」

ベトナム松下電器（株）社長 藤井孝男

はじめに

「すげ笠とアオザイと笑顔の国」と表現され、ベトナム・ブームが叫ばれ数年が経過する。



青空食堂を利用する客とベトナムの子供。

この間、旧ソ連の崩壊、中国との国交正常化、米国の経済制裁解除、ASEAN加盟、WTOへの加盟申請とベトナムを取り巻く環境は目まぐるしく変化してきた。

一方、86年の第6回党大会で採択された「ドイ・モイ（刷新）」により経済の自由化が進められ、市場経済が導入されたことにより、国内経済も順調に拡大し、GDP成長率は8～9%台と高い成長率を維持し続けている。但、資本形成の経済成長に対する寄与度が大きくなく、今後ベトナムが継続発展して行くためには投資の一層の促進が不可欠である。しかし、ベトナムは計画経済から市場経済への移行期にあるため、法体系や行政機関等の未整備、硬直的な官僚主義的機構など、経営活動を行う上でトラブルが絶えない。日本の投資を見る限り「魅力はあるが、透明性の低いベトナムよりも、コストは高いが透明性の高い東南アジア他国が選択される」とも言える。更に、昨今のアジア通貨金融危機により外資導入が大幅に落ち込み、外資導入を支えに高成長を続けてきたベトナム経済の先行きに影を落としている。先般、政府は今年度成長率を当初目標の

9%を大きく下回る6%台に下方修正することを決定した。今日まで、ベトナム政府が払ってきた努力は並々ならぬものがあるといつてよいが、ベトナム経済の今後は、一層ベトナム政府自身のかじ取りに左右されるところが大きくなるのは事実である。ベトナムは今、新たな時代を迎えようとしている。そのベトナムの現状について紹介したいと思います。

ベトナムの一般概況

《 国 土 》 ベトナムは南シナ海3260Kmにも及ぶ海岸線に沿って広がり、北は中国から南はタイ湾まで延び、西はラオス・カンボジアと国境を接している。気候は、北部が亜熱帯性気候で冬は涼しい。南部は熱帯モンスーン気候で雨期(5月~10月)と乾期(11月~4月)に分かれ高温多雨。陸地全体は330,400km²あり、日本の90%(九州地区を除く国土)で陸地の約21%は耕地で、30%は森林に分類される。

《 人 口 》 97年現在7600万人と推定されるが、年間約2.2%増加している。ベトナム人(キン族)が平野全体の約87%を占めている。残りは53の少数民族によって構成されるが、一般的には山岳地域に居住している。紅河デルタとメコン川デルタは最も人口密度が高い。ホーチミン(約490万人) ハノイ(約220万人)での2大都市で都市人口の約44%を占めている。

《 国民性 》 一般的に閉鎖的で警戒心も強い、根性はネバっこく一度喧嘩すると、半年や1年冷戦状態が続くとも言われる。これらは、つい最近まで外国の侵略を受け続けてきた歴史が大きく影響しているものと言える。また、非常に勤勉で向学心が旺盛で器用さを兼ね揃えており、識字率は90%と高い。

《 宗 教 》 仏教(大乘仏教)が70%、カトリック教が10%その他カオダイ教等があり、最近では、これらの宗教活動も活発化している。

《 政 体 》 共産党一党独裁の社会主義共和制で、国民が国会と人民委員会の議員を選出し、その国会と人民委員会の下にすべての権力を集中する民主集中制をとっている。立法権は、すべて国民議会に委ねられている。国民議会は、立法権とは別に、国家の発展戦略や経済政策、対外政策を設定し、国家の全活動を監督、管理する機能を持つ、議員の任期は5年。司法については、人民最高裁判所が最高司法機関で、その代表者は最高裁判所長官となる。

《 治 安 》 ドイ・モイ政策の推進に伴って、商品が増え、拝金主義が横行し、貧

富の差が拡大したことが社会状況に反映して、都市部での犯罪が増加し、治安は悪くなっているが、他の東南アジア諸国に比べて良好と言える。

《災害・環境》 ハノイやハイフォン、ホーチミン等の主要都市でも台風、洪水による被害を受けるなど災害に対して脆弱な状況にある。環境問題は、都市部の公害、廃棄物問題、公衆便所の管理不良、更には、化学肥料・農薬の過剰使用による家畜、食品への影響が心配されるなど、深刻な問題になりつつある。

《疾病・医療》 主要疾患の大部分をマラリア、デング病、チフス、エイズといった感染症が占めている。医療施設は都市部では充実しつつあるが、医療・検査設備が不十分で満足な治療を受けるには難しい状況にあるが、ハノイ、ホーチミンなど大都市には、海外医療機関があり、日本人医師や事務員が常駐しており、言葉も含めて通常の対応には支障ない。

《食生活》 ベトナムは、歴史的に長い中国支配を受けたため、中国料理に似たものが多いが、中国料理ほど脂っこくない。又、地理的に近いタイ料理との香菜を使う点では似ているが、タイ料理のように辛くない。料理そのものは、あっさりとした味付けのものが多い。味の基本は、ヌックナムという小魚から作られる醤油（魚醤）で最初は違和感があるが慣れれば美味しい。又、日本の海苔を思わせるライスペーパー（米粉を溶いたものを薄く伸ばして蒸し、それを日にあてて乾かしたもの）が出てくるのも特徴。又、ベトナムは何と言ってもフルーツ天国。1年を通して色々なくだものが店先に並ぶ、南国の太陽をたっぷり浴びたくだものは甘みが強く、安い。



客を待つ青空市場の店主。

ドイ・モイ（刷新）の成果と課題

86年の第6回党大会で、社会主義型市場経済を目指すドイ・モイ路線が採択され、今日まで同路線が継承され発展している。ドイ・モイ10年目の96年、国民総生産（GDP）の実質成長率は9.3%に達し、97年も9%と高い成長を維持している。中でも農業が集団制から、個別農家請負制となったため農民が生産のためのインセンティブを持つ様になり、米の生産が増加し、タイ、米国に継ぐ世界第3位までになっている。ドイ・モイは経済面では一応の成果を上げたと言える。しかし、ドイ・モイが推進され、経済的成功が明らかになるにつれ、その成果に伴う経済・社会問題が深刻化されつつある。又、一応の成果を上げてきたものの、今だ多くの弱点があるのも事実である。

●深刻化する経済・社会問題とは、

- ①都市と農村の格差、南北の格差、貧富の格差拡大。
- ②土地の高騰。（土地の長期使用権とその譲渡を公認したことによると思われる）
- ③汚職、拝金思想の広がり。
- ④売春、麻薬、エイズの蔓延。
- ⑤国営企業の合理化等による失業者の増大。

●いまだ抱える弱点とは、

- ①ASEAN加盟国においても経済全般の現状において尚遅れている。
- ②低効率と悪い商品の品質。
- ③貧しい金融・通貨システム。
- ④貧弱な社会基盤。
- ⑤不完全な法的枠組み。
- ⑥マクロ・ミクロを問わず経済面での未熟な経営管理能力。

などあり、ベトナム政府自身もこうした改革に伴う弊害が深刻になってきたことに大きな危機感を抱いており、ドイ・モイ路線そのものの継続には、総論で一致しつつも、改革のスピードやその進め方において意見が分かれているとも言われている。ドイ・モイ路線は原則として今後も継続することを確認しつつ、ベトナム共産党一党支配の枠組の中で若干の軌道修正を論議、調整しながら環境変化に柔軟に対応して行くものと思われる。

次に、アジア通貨危機とAFTA（ASEAN自由貿易地域）加盟に於けるベトナムへの影響について述べてみたい。

アジア通貨危機のベトナムへの影響

ベトナムは、ODAと海外からの直接投資への依存度が高く、短期外貨借款が少ない

こと、また、為替及び金融市場が未開放のベトナムとしては、危機的影響は小さいと言える。

ベトナム経済全般への影響としては、①ドンの割高感と為替レートの見通し不透明感からの消費財の買い控え現象。②対越直接投資の70%がアジア諸国のベトナムとしては直接投資への影響が増大することが懸念される。③外国企業の撤退。特に、韓国企業の撤退と対韓国輸出激減は大きく影響すると考えられる。ベトナム政府としては①外貨管理の強化、②ドンの切り下げ、③外国投資呼び戻し策^(註1)等を検討、実施している。ドンの切り下げについては、周辺国の通貨危機を受けて中央銀行が、97年2月に各銀行に対して公定基準レートを±5%の範囲で変動させる管理フロート制を導入。同年10月には、これを±10%の範囲に拡大した。以降、今日現在は安定した状態が続いている。今後は、輸出製品の価格競争力と国内経済への影響の度合のバランスを考慮しながらドンの切り下げを小刻みに実施してくるものと予想される。

(注.1)外国投資呼び戻しへの対応:

ファン・パイ・カイ首相自らが、外資企業との意見公聴会の開催をはじめ、外資関連制度見直しを中心として、大蔵・外務・計画投資など11の官庁・政府直轄機関、61の地方自治体・中央直轄都市、中央銀行に通達を出し、公益料金の軽減策、部品輸入などへの関税見直し、投資・貿易手続きの簡素化・迅速化等を重点に22項目について9月末に期限を切って「厳格な施行」を指示している。既に、一部土地使用料の引き下げ等について実施されはじめている。また、外資誘致の脱アジア化も視野に入れ積極的な動きをみせている。

AFTA (ASEAN自由貿易地域) 加盟とベトナム

ベトナムがAFTAに参加したことは、経済的意味も大きいと思われる。AFTAでは、2003年までに、農産物を除き、関税を5%以下に引き下げることで合意しているが、ベトナムは、他国より3年間の猶予が認められ、2006年に目標を達成することになる。ASEAN共通市場に低賃金のベトナムが入ることで、低賃金の利用を目的とした先進国からの投資が増える可能性は高い。又、高付加価値産業への転換を目指す諸国からの産業移転も進む結果、ベトナムへの投資が増えると共に、ASEAN地域での分業が加速する。反面、ベトナムがAFTAに組み込まれることは、他のASEAN諸国から製品が流入することになり、競争力のないベトナム国営企業は苦しい状況に陥ることが予想される。

ベトナムにおける事業運営上の問題

ベトナムへの投資理由の多くは、「新規市場の開拓」とともに、「安い労働力の確

保」が挙げられており、低付加価値商品、組立製品等労働集約商品にとっては重要な投資先国と見られている。そのベトナムで実際事業を進める上での問題点は、インフラ・法、税制度の未整備、高い土地のコスト、複雑な許認可の取得等山積みされている。この様な現状のベトナムでうまく事業運営を行うには、相当の努力が必要と言える。そこで、今、外資系企業が抱える課題について列記してみると、

・法整備の遅れと法に対する意識

法制度の構築整備段階にあることは事実であるが、ベトナムの場合、法規定の頻繁な変更が多いとともに、新旧法律間の整合性、用語の定義付け、運営の不明確等があり、更には、適用にあたって当局間での解釈、見解が一致せず、選択的及び過度の適用を受け、細部については、交渉ベースで解決することが多く、流動的な事業運営・対応を余儀なくされるケースがある。また、法規定が十分機能し、効力を発しているとは言えがたい状況である。要は、法令の一貫性に乏しく、細則の不明確さがこの様な状態を作りだしていると言える。また、法令遵守のための監視・管理・指導体制が確立されていないことも課題としてある。

・機密保持に対する観念

ベトナムにおいては、機密保持に対する観念は非常に薄いと言える。情報は簡単に流れ、容易に入手できるのが実態で、情報は都合の良いように活用される。この様な環境により同業種でもパートナーや窓口によって認可内容が異なるといった状況を作り出しベトナム市場での公正な競争を妨げる要因となっている。

・部品輸入のクォータ制

セットメーカーは、それぞれ積極的な生産・販売拡大計画を持っている。このことは各社による活発な自由競争が市場開拓及び拡大を引き起こし、ベトナム産業の発展に貢献し、又、価格・品質面での競争によってベトナム消費者の利益に資することができる。しかし、現実には、部品の輸入については定期的に輸入クォータ及びライセンスの取得を要する為、各社は、効率的かつ積極的な生産計画の実行ができない現状となっている。この様な規則は、産業の発展を阻害し、強いてはベトナム国民の利益に反するものと言える。

・部品調達と関税区分

セットメーカーでの部品輸入は、バイ・パーツ（部品毎）は認められず、すべてキットが基本となる。対応には他国でのキッティングが必要となり、時間と費用が材料費のアップを招いている。キットに対する関税分類は、完成品にSKD、CKD、IKDという区分を設け、完成品の一形態として分類するベトナム特有の制度を採用している。

^(注2) 更に、問題は、キット区分に対する見解が不明確で、解釈が恣意的に行われることもあり、通関手続きがスムーズに行われているとは言えがたい。

(注2) SKD・CKD・IKDの区分：

1991年3月に発行された省令178が基本とされ、SKDとは、キット形態で輸入される部品・材料の中に、組み立て・準備済み基盤（抵抗・コンデンサー等部品が自動挿入済みや半田処理加工済み基盤を指す）が含まれているキットを指し、関税はカラーテレビ用キットで40%が課税される。CKDとは、組み立て・準備済み基盤を含まず、全てが部品単品であること及び現調化比率が10%以下（但し、最近の合弁認可条件は20%以下に修正）のキットを指し関税は15%。IKDとは、CKDに準じるが、現調化が10%以上（但し、最近の合弁認可条件は20%以上に修正）のキットで関税は5%となる。しかし、97年に突然科学技術環境庁管轄の窓口見解で、チューナー、リモコン発信器、オーディオ・ビデオのメカデッキ及びデジタル回路等のチップ実装済み基盤についても、キットに含まれていればSKDとの判断が下され、外資企業の経営に負担となる。日系企業が中心となり当局と論議の末、これらの部品・半製品19アイテムについて、97年10月よりキットより分離し「分離課税方式（ブロックパーツと称する）」を採用。これら19アイテムについては平均20%の関税を適用。残りのキットについては、従来の方式を継続。



商品が山積みされる、ホーチミンの秋葉原。

・再輸出義務と国産化（現調化）義務

政府はセットメーカーに再輸出義務と国産化（現調化）義務を課している。しかし、義務履行には、現在のベトナム・システムやベトナムにおいて低廉で高品質な部品の安定供給がされない限り、輸出競争力を持つには至らない。政府は最近、新規投資プロジェクトに対し、現状の輸出義務20%以上（独資会社は、80%以上）を上回る、生産量の80%の輸出義務を課すと発表した。このことは、事実上の投資障壁となり、かつ経営に大きな負担となることは避けられない。国産化については外国部品メーカーの投資促進及び国内部品産業の技術振興・育成を図らなければ現在の苛酷な事業環境下で国産化のみ義務付けても極めて難しいと言わざるをえない。

・中古機械設備の輸入

ベトナムでは、中古機械設備の輸入に関する規制が厳しく、10年以内に製造され、

かつ、新品の80%の性能保証がなければ輸入許可を得ることができない。最新設備の投資では固定費が高くなり、事業採算がとれないのが現状であるとともに、新技術導入等にも支障をきたしている。本来、製品であれ部品であれ、品質責任は各メーカーにあり、どの様な機械を使い、どの様な品質の部品・完成品を製造するかは各メーカーの自主的判断に任せるべきであろう。

・完成品の輸入権

完成品の輸入権は、基本的には国営公団にしか与えられず、合弁・独資企業には完成品の輸入権はない。この措置は、諸外国でも希な措置と言える。このことは、組立メーカーは、テスト導入も含めて、先端・ハイテク製品のベトナム市場への導入を遅らせることであり、しいては、そうした先端・ハイテク製品の現地生産導入も遅らせることになる。新製品やハイテク製品が市場を創出し、生産の現地化が促進される。このことから進出企業への輸入権を与えるべきであろう。

・外貨管理強化と現地人給与のUSドル建て

ベトナム政府は外貨の管理強化を実施。ドンの預金金利の引上げとドル預金金利の引下げを行うとともに、各企業に対して企業が保有する余剰外貨の銀行への強制売却、ドル出金の制限、外貨銀行口座を1つに制限することを義務付けた一方で、現地人給与に関しては、ドル建てベトナム・ドン払い（給与当日の銀行レートを適用）を強要するという矛盾した政策を打ち出している。給与に関しては、為替変動によって給与が月々変動し、経営にも従業員にとっても非常にリスクが大きい問題と言える。

・インフラ料金の二重価格

いわゆる外人プライス（二重価格）適用が多く、東南アジア他国と比較しても安いという状況にない。政府は、投資の冷え込みに危機感を募らせ土地使用料の引き下げ等の政策を打ち出しているが実際適用されていない企業もあり、その他の料金についても、今だ二重価格となっている。また、前述のように給与のドル建てドン払いは「安い労働力の確保」というベトナムへの投資メリットが失われつつあると言える。

・インフラと環境保全

電力、通信は発展しつつあるも、道路・交通・空港・港には多くの課題がある。都市部を結ぶ幹線道路の舗装整備の遅れ、鉄道については、単線のため効率的輸送が困難。港湾は、全般的に設備の老朽化と水深が浅い等の問題を抱えており、今後更に工業化が進むにつれ大きな弊害となる可能性を抱えている。又、国民への交通規則や規制に対する指導も弱くモラルが高いとは言えがたい。

環境については、都市部を中心に大気汚染等が深刻化しているが、汚染危険に対する一般知識が低く、適切な法令、政策、環境調査等も不十分で早急な対応が求められている。

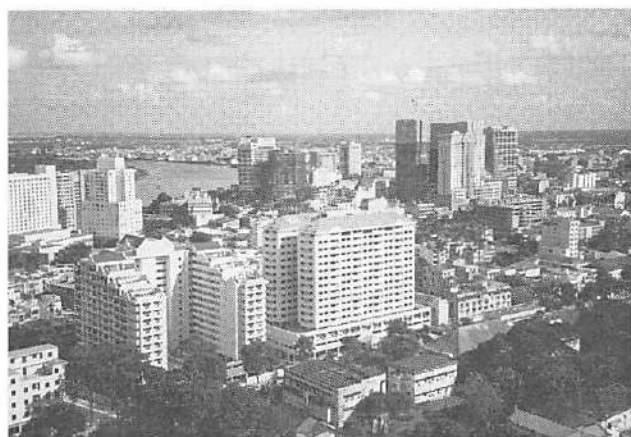
等の問題があり、機会毎に日本大使館・商工会議所等が一体となり、ベトナム政府に対

し改善要請，提言を行っている。ベトナム政府も今日の環境下で，外資流入の減少に歯止めをかけるためには，制度見直しの必要性を認識し，施策を打ち出そうとしている。課題が改善されスムーズな事業運営ができることを期待したい。課題が解決されればベトナムは，多くの魅力を持った，有望な投資国の一つであることは事実である。

最後に，ベトナムの魅力について触れてみたい。

ベトナムの魅力と期待

ベトナムの魅力は，急速な経済成長，大規模な国内市場，東南アジア諸国に隣接しているという地理的条件とともに，ベトナム・ブームの原点となった，①高い識字率，勤勉性や教育熱心等の旺盛な向上心と手先の器用さを持った人的資源に恵まれている。②政府自身が新しい経験の確保に積極的であり，市場開発・工業化を目指す意欲が高いこと。③石油ガス・石炭の鉱産物を始め農水産物の天然資源を豊富に有している。（ただし，輸出には品質管理と保存に対する投資が必要）などあり，魅力ある国であることは事実であり将来必ずや東南アジアの核的役割を果たす国になると確信し念じている。ベトナム国が継続的成長のためにの必要条件の1つは，外国投資である。投資促進のためには，先進国に素直に学び，正すべきことは正し，ベトナムの正確な情報提供と政策の具体的かつ迅速な対応が求められている。ベトナムの今後に期待し，微力ながらベトナム国発展のため貢献していきたいと考えている。



近代的な町並みに変貌するホーチミン市内。

「国際協力事業団のベトナム法整備支援計画 の業務の実情について」

弁護士 武藤司郎

一 私は、1996年12月23日より、国際協力事業団（JICA）のベトナム法整備支援計画の長期専門家として、ベトナム司法省に派遣されており、3年のプロジェクト終了時である1999年12月23日までベトナムに引き続き駐在する予定をしております。財団より、当プロジェクトのベトナムにおける業務の実態を書いて欲しいとの依頼がありましたので、以下これをご紹介します。



ベトナム研修員との懇談会。中央、立って挨拶しているのは、岡村理事長。左端筆者。

二 長期専門家の地位

私が赴任した当初、ベトナム司法省の国際法及び国際協力局の局長に呼ばれ、いきなり「ベトナム司法省は同省に常駐する外国人専門家を必要としていないので、週に2度以上司法省には来ないで欲しい」と言われました。それまで勤務していた法律事務所をやめて、かならずしもベトナム行きに賛成でない家族を説得し、それなりの覚悟で赴任したのですが、ベトナム司法省はすいぶんな歓迎の仕方をしてくれたものでした。赴任前の3月に日本政府の事前調査団に参加しており、その際の協議中にベトナム司法省が同じことを主張していたので、予想されていたこととはいえ、赴任当初から週休5日とはあまりにスパイスのきいた歓迎方法であると言わざるをえません。この点は、私の赴任後すぐに、森島教授を団長とする日本政府の調査団がハノイを訪れてベトナム司法省と再協議し、週に2度レギュラーミーティングのため司法省のプロジェクトオフィスを使用し、その余は必要に応じて司法省のプロジェクトオフィスを使用するということで決着をしました。

私より前に、UNDP（国連開発計画）からアメリカ人弁護士がレジデント・アドバイザーという形でベトナム司法省に派遣されたのですが、ベトナム政府は、このような形で外国のドナーから専門家を受け入れるのは好ましくないという判断をしたらしく、ベトナム司法省は、私が常駐する専門家ではないということを形だけでも示さなければならなかったのです。

現在は、ほぼ毎日司法省のプロジェクトオフィスに行っており、セミナー前には日曜日も出勤しますが、問題はない状況にあります。自宅で翻訳や報告書の作成をしていて2、3日司法省に顔を出さないと、今日はなぜこないのかと電話が掛かってくるようになり、また司法省に内緒で商務省など他の公官庁を訪問して自宅に居ないと、司法省の担当の女性職員から愛人宅にいるのではないかと追求される（ベトナムの男性の場合、勤務中でもこのようなことがままあるとのこと）くらいになりました。

また、当初はベトナム側は、刑法の改正草案等の法案をなかなか当方に開示しなかったのですが、現在では、司法省や他の公官庁も当プロジェクトの存在に慣れたのか、取り立てて交渉しなくてもセミナーの対象となっている法令の草案を事前に開示してくれるようになりました。このように、ベトナム側は、当初私に対して大変な警戒をしていたのですが、プロジェクトが進行するにつれて、この警戒心は溶け、今では、2010年までの立法計画を国会に提出する際の参考にするため、日本の重要法令のリストをベトナム語に翻訳して提出して欲しいとか、WTOに関するレクチャーをせよ（これは私の能力外なので日本大使館の嘉治参事官に振ってしまいましたが）とロック大臣が私に直接依頼してくるほどになっており、ベトナム司法省はむしろ私を最大限利用しようという方針に転換したようです。

三 長期専門家の業務

長期専門家としての業務には、①短期専門家によるセミナーの企画・調整、②司法省の法学研究所と共同し社会調査の実行をすること、③ベトナムの現行法とその運用実態の調査、④ベトナム側作成の法案へのアドバイスがあります。

1 ベトナムでのセミナーの企画・調整

（1）昨年は、登記・供託、社会調査の方法論、民事執行法、商法（実際は手形・小切手法と不正競争防止法）、本年度は経済犯罪、会社法、アセアン比較投資・会社法、民事訴訟法、民事執行法、海事法、独占禁止法という日本の民事、商事法を中心とした分野に関して、日本から短期専門家と呼び、4日程のセミナーを行います。今年のセミナーの対象分野に関しては司法省の方から私に適当な分野を推薦して欲しいとの依頼がありましたので、2000年までのベトナムの立法計画を司法省からもらい、司法省とその関連官庁が起草の担当でかつ緊急に改正が予定されている分野を選び、これをセミナーの対象とするように提案しました。この内、商法の施行規則以外の分野は日本政府とベトナム司法省との協議により採用されました。

(2) 日本からは、各分野の第一線で働いている一流の法律家が短期専門家としてベトナムに来てくれますが、これらの短期専門家は日本法や留学先の欧米の法律についてはすばらしい知識と経験をもっていますが、ベトナム法に関してはそれほど知識も資料も持っているわけではないので、セミナーの際にはベトナム法やその運用の実態を短期専門家に伝え、ベトナム側にアドバイスして欲しい点を日本の専門家に示唆したり、時に致命的な誤解を招く法案の英訳とベトナム語訳の相違を指摘したりすることが私の任務となります。例えば、パートナーシップという訳語を聞いた日本の専門家が日本の民法上の組合のことを説明しはじめましたが、これはベトナムでは法人格を有する合名・合資会社のことを意味しますので、その点を日越双方にその場で指摘し、互いの誤解を避けるということがありました。

(3) また、メインカウンターパートであるベトナム司法省と商務省その他の公官庁との関係の調整も私の重要な任務の1つです。私の直接のカウンターパートとなる司法省の国際法および国際協力局長と商務省の法制局長は、非常に仲が悪く、昨年、商法のセミナーを行おうとしたときに、起草担当官庁である商務省は、司法省とセミナーを共同開催することを土壇場で拒否するということがありました。この時は、日本のODAを宣伝する「地球交響曲」というテレビの取材が予定されていたのに、セミナーの3日前になって、商務省側が司法省とセミナーを共同開催するのは嫌だと言いはじめたのでした。

このようなとき、日頃から付き合っている商務省傘下のコンサルタントを使って、商務省の担当者を説得し、セミナー開催にこぎつけましたが、このようなベトナム側公官庁間の関係調整というようなことも、時にはやらなければなりません。

2 社会調査

(1) 司法省の法学研究所と共同し、民法の「家族」という法主体の実態について、またその土地・建物の取引の実態について調査を続行しています。すでに質問票を作成して、これを使用してハノイ市内のハイ・バー・チュン区という商業地域で100件の予備的な面接調査を実施し、この8月からハノイ市内と郊外の農村部の本調査を実行する予定です。

社会調査に関しては、まず調査の場所について、私と法学研究所のリエン所長との意見の間に大きなくちがいがありました。リエン所長は、なぜか北部、中部、南部の農村部のみを対象地域として挙げて、ハノイやホーチミンという都市部の調査を拒否するのです。私は、市場経済はハノイやホーチミンといった大都市から始まっているので、まず大都市から始め、その後に農村部に移るべきと主張しました。リエン所長は農民は正直なので面接調査がしやすいとか、農村部のほうが土地の利用形態が多様であるとか、理由にならない理由をならべていましたが、その実、法学研究所がベトナム政府より農村部の「家族」の調査を命じられており、ただしその予算がないので、JICAの予算でこの調査をやろうとしていたのです。協議の結果、交通費・旅費等予算の制約があるので、まずハノイ市内、その後ホーチミン市内の調査をして、余力

があれば農村部に移るということになりました。

面接調査は、質問票を使用しますが、この質問票に対しても当方が意見を出し、協議を重ねて4度、5度と修正を重ねて作成しました。

予備調査で面白いのは、面接調査の際、最小の行政単位である社・坊の警察官を同行するということです。ベトナムでは、この地区の警察が住民に関する情報をすべて握っているのです。警察官を同行すると、被面接者はうそをつくことができないし、もしうそをついていると、後で警察があつた家族の収入はもっと多いとか、逆に破産に瀕しているとか実情を教えてくれるそうです。残念ながら、この個別面接には私は同行せず、ベトナム人調査者から進行について報告を受けるだけです。まだ、社会調査は一種のスパイ行為と見られがちですし、質問票には、1か月の収入とか税金をいくらかのような種類を支払ったかというようなセンシティブな質問が多く含まれているので、外国人と警察が乗り込んでいくと、ベトナム人がおそれをなして、質問に答えてくれないおそれがあるからです。

その他、登記を管轄する土地・建物局、国営建物会社等、不動産関係の公官庁を私と調査員が訪問し、登記や土地・建物の取引実態について聞き込み調査をして、調査結果と役所の持っている統計との差異を比較します。

3 ベトナム法の研究・運用調査

(1) ベトナム側にアドバイスをする前提として、日本側は当然のことながらベトナムの当該分野の現行法制度とその運用実態を知っておかなければなりませんので、ベトナムの現行法令の収集と、その運用実態の調査が現地にいる私の重要な仕事になります。

ベトナムの事情を知らない人は、ベトナムの司法省にオフィスがあるのだから、デスクに座ってベトナム司法省のオフィサーに頼めばいつでもどんな法令でも入手できるものと思っていることが多いのですが、残念ながら実態はまるで異なり、役所やその図書館の中にすべての法令がそろっているわけではなく、むしろオフィサー個人がその所有する情報として自宅に資料を持っていることが多いので、司法省に法令情報の入手を依頼しても、なかなか入手できないのが実情です。

そこで、毎月のように発行される重要法令に関する情報を入手するため、司法省だけでなく、商務省その他の官庁、法律事務所、法科大学等の個人的な知り合いや日本企業をまめに訪問し、新たな法令に関する情報を常に入手するように心掛けています。

ベトナムでは、例えば、民法、民事執行法、競売法、調停法、国際仲裁法、刑法は司法省、商法は商務省、民事訴訟法は最高裁判所、外国投資法、会社法、破産法は計画投資省下の経済研究所、銀行融資の際の担保に関する法は国立銀行、土地使用権に関する法令は地政総局というように、それぞれの公官庁が法案を起草し、重要性に応じてこれを国会や政府に提出し、また法令の成立後にもそれを実行する施行規則を制定・公布します。そして地方政府である省級の人民委員会も例えば土地法を施行する指令を発し、これが人民の権利・義務を規律する法規たる効力を有しますので、きわめて多くの中央・地方の公官庁が立法過程に参加します。そして、これら多くの官庁

が法令の施行規則を官庁間の連絡・調整をあまり行うことなくばらばらに毎月のように公布し、しかもこれらの一部しか官報に掲載されないため、常に最新の法令を収集しておくのはなかなか困難です。

外資系の法律事務所では、法令を収集する専門の秘書が各官庁を毎週まわり、官庁の人間に「手数料」を支払って「今週の法令」を収集しているほどです。

(2) ベトナムでは、書かれた法である法令とその運用実態の乖離が激しいので、日頃から公官庁や現地の日本企業を訪問し、法令の運用実態の調査をしています。ベトナムの公官庁は、例えばハノイ人民委員会の建物・土地局を訪問して建物登記の実態を尋ねたり、最高裁判所を訪ねて外資系企業間の紛争の判決記録の入手を依頼したりしました。ただし、このような時にベトナム公官庁は、統計的な説明に終始し、法制度の質的な欠点には言及しないか、またはそれに気づいていないことが多いので、現地の日本企業を訪問して、実情を聞き、法令の名宛人から見た運用の実情を調査することも非常に重要です。

4 法案作成へのアドバイス

司法省その他のベトナム公官庁が起草する法案に関しては、その分野の専門家である学者と弁護士、裁判官、検事等の実務家を日本から短期専門家としてハノイに招き短期専門家によるセミナーという形式を通じて法案に対するアドバイスをしますが、短期専門家と呼ばなかった分野又は短期専門家のアドバイス後のフォローアップに関しては、私が司法省の民事経済局の局長、副局長と草案に関する意見交換をし、私の意見書を提出するという形式でベトナム側に日本側のアドバイスを伝えます。これまで、供託法と登記法に関して意見を交換して私の意見書をベトナム語に翻訳して司法省に提出し、また私自身が調停法の起草委員会のメンバーを相手に民事調停法のセミナーを行ったり、また目下、慰謝料の算定方法に関して基礎理論とその資料を司法省の民事経済局に提供しているところです。

短期専門家は、お客さんなので、「先生のご意見は素晴らしい、大変参考になった」ということで締めとなることが多いのですが、私と司法省の民事経済局の局長、副局長が意見を交換する際には、彼らはかなり本音を言いますので、意見交換を通じてベトナム側の起草者意思を理解することができます。例えば、日本というより先進国の民事・商事法の基礎である対抗要件制度に関して意見交換をしたときには、一度売却した物は二度と売却することはできず、二度めに売った者は罰せられるというのが彼らの思考パターンで、その結果第一の買い主と第二の買い主のどちらが優先するかということに関しては、そのような例は聞いたことがないということになって、判断することを避けてしまいます。また、所有者でないものが署名や身分証明書を偽造して担保権の設定登記をした場合に、このような担保権設定登記は有効か否かという質問をしたときには、そのような例は聞いたことがないとベトナム側が答え、私がこのような例はどの国（ベトナム以外の）でもあるので、このような登記を無効にするのか有効にするのか決めなければならないと反論する等、意見交換の際には社会主義

下での伝統的な法的原理と、資本主義的なブルジョワ民法原理が鋭く衝突することが多く、市場経済の根底にある考え方の摂取は、社会主義教育を受けた人にはなかなか困難なようです。

四 まとめ

以上述べたように、プロジェクト開始当初は辛いことも多々ありましたが、現在では当プロジェクトも軌道に乗り、順調に進行していますし、一国の法制度の形成過程に参加できるのは、法律家として大変やり甲斐のある仕事といえます。ベトナムの法整備はベトナム法律家の長老であるルー・バン・ダット教授によると10年では足りず15年はかかるそうですし、私も、現在起草を担当しているベトナムの法律家達がなかなか以前の社会主義的法思考からは抜け出せないことを見ると同様な感想を持っていますので、当プロジェクトの3年のみではなく、今後も末永くベトナム法と付き合い合っていきたいと思っております。

以上



ベトナム研修員との懇親パーティー。左端筆者

編 集 後 記

事務局次長 相沢 繁昌

日増しに秋も深まりつつありますが、如何お過ごしでしょうか。

日本経済は、日増しにデフレ不況色を深刻化させつつあるように思われ、とても心配です。一刻も早い金融システムの安定化と消費の回復により、経済が再び力強さを取り戻す日の近いことを祈るばかりです。

折からパ・リーグで西武ライオンズが優勝を決め、セ・リーグでも昨日（8日）横浜ベイスターズが38年ぶりという優勝を決めました。早速各地デパートでバーゲンセールが行われることでしょう。消費回復に少しは役立つのではないかと期待されます。

事務局長も巻頭の挨拶で述べております通り、当財団は7月に特定公益増進法人の認定を受けました。当財団は本年度年会費をこの認定以後に請求させてもらいましたので、大変遅くなり皆様にご迷惑をおかけしたと思います。

来年度以降の年会費は、5月に請求させていただくことになると思いますので、よろしく願いいたします。また、経済状況が好転してきましたら、是非とも会費お引受け額の増枠をご検討下さいますようお願いいたします。

さて、今回機関誌は、ベトナム特集として、去る7月2日に開催しましたベトナム・シンポジウムでの講演と主な発言、第6回ベトナム法整備支援研修・団長のカントリーレポート、そしてベトナムに現在も駐在されているお二人からの報告を掲載いたしました。

アジアの経済不況はベトナムにも押し寄せておりますが、同国の今後のますますの発展を期待し、法整備のため立法準備するものも、これを支援するものも一生懸命になっていることを、お感じ取りいただければ有り難いと思います。

今後の予定ですが、現在、本年2回目の（通算第7回）ベトナム法整備支援研修が法務総合研究所で行われており、当財団は、10月20日にKKRホテル大阪で同研修員代表による講演と懇談会を開催します。

11月5日には、中国より3名の講師をお招きし、東京・灘尾ホールにおいて日中民商事法セミナーを開催し、翌6日にKKRホテル大阪で同講演会を開催します。

また、平成11年2月19日に大阪国際交流会館で倒産法制シンポジウムを開催する予定にしております。

これら催し物の都度、ご案内をお送りいたしますが、引き続きよろしくご支援、ご協力下さいますようお願いいたします。

なお、本機関誌についてのご意見、ご感想等ありましたら、事務局までお寄せいただければ幸いです。

（平成10年10月9日記）

発 行 日：平成10年10月22日

発 行 者：財団法人国際民商事法センター

事務局長 金子浩之

〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目6番7号 第9興和ビル別館

TEL 03(3505)0525

FAX 03(3505)0833

印刷製本：有限会社 一星社

代表取締役社長 杉本恵美

〒104-0033 東京都中央区新川1丁目16番6号

TEL 03(3552)3566(代)

FAX 03(3553)1271